

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	第6回芦屋市総合計画審議会
日 時	令和7年1月11日(火) 午後1時～午後3時
場 所	芦屋市役所 南館4階大会議室
出 席 者	会長 林 昌彦 副会長 石黒 一彦 委員 寺見 陽子、加藤 義夫、浅見 雅之、浅海洋一郎、 西村まさと、天井 裕一、永瀬 隆一、越野 瞳子、 塩路 伸世、植田 恵梨華、藤山 美子、山口 真叶 欠席委員 苦野 一徳、川上 あさえ、妹尾 洗季 市側出席者 高島 峻輔(市長)、御手洗 裕己(副市長)
事務局	企画部 部長 柏原 由紀 企画部市長公室 室長 伊藤 浩一 企画部市長公室政策推進課 主査 河合 徹 企画部市長公室政策推進課 課員 西畠 裕人 企画部市長公室市民参画・協働推進課 課長 山川 尚佳 企画部市長公室市民参画・協働推進課 係長 大西 貴和 企画部国際文化推進室 室長 田嶋 修 企画部国際文化推進室国際文化推進課 係長 中村 達也 教育部 部長 萩原 裕子 教育部教育統括室管理課 課長 長岡 良徳 教育部学校教育室学校教育課 課長 尾上 昌希 教育部学校教育室学校支援課 課長 浅田 陽一 教育部学校教育室保健安全・特別支援教育課 課長 藤田 博嗣 教育部学校教育改革推進室 室長 山川 範
会議の公開	<p>■ 公開</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開</p> <p>会議の冒頭に諮り、出席者全員の賛成により決定した。</p> <p>〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕</p> <p>&lt;非公開・一部公開とした場合の理由&gt;</p>
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 議題

ア パブリックコメント及び子どもの意見募集の実施結果について

イ 第5次芦屋市総合計画後期基本計画及び第3期芦屋市創生総合戦略(案)について  
(答申)【案】

ウ その他

2 提出資料

資料1：次第

資料2：パブリックコメントにおける周知の実施について

資料3：第5次芦屋市総合計画後期基本計画・第3期芦屋市創生総合戦略・第4次芦屋市市民参画協働推進計画及び第3次芦屋市文化推進基本計画（原案）に係るパブリックコメントの実施結果について

資料4：子ども向け意見募集の実施について

資料5：子ども向け意見募集（意見概要一覧）

資料6-1：子ども向け絵本（第5次芦屋市総合計画後期基本計画版）

資料6-2：子ども向け絵本（第3期芦屋市創生総合戦略）

資料6-3：子ども向け絵本（第3次芦屋市文化推進基本計画）

資料7：第5次芦屋市総合計画後期基本計画及び第3期芦屋市創生総合戦略（案）について  
（答申）【案】

参考資料1：第5次芦屋市総合計画後期基本計画・第3期芦屋市創生総合戦略・第4次芦屋市市民参画協働推進計画及び第3次芦屋市文化推進基本計画（原案）

### 3 審議内容

林会長：それでは、定刻になりましたので、ただ今より、第6回芦屋市総合計画審議会を開催いたします。本日が最後の審議会となります。本日は2つの議題を予定しておりますが、審議の結果、原案修正が軽微にとどまる場合は、この場で市長さんへの答申まで行いたいと考えております。それでは、開会にあたり、市長さんからご挨拶をお願いします。

市長：今回が最終回ということで、この間、熱のこもったご議論をしていただき、ありがとうございました。審議会で様々な観点からいただいたご意見を通じて、我々も普段の業務や思い描いているビジョンを改めて見つめ直す良い機会となりましたし、今回、多くの方からパブリックコメントもご提出いただきまして、様々な観点からの市民の方々のお考えを改めて認識しました。

また、答申はあくまでスタートだと思っています。これだけ長く議論を尽くしたのはなぜかというと、「5年間きちんとやってよ」というエールでもあると思いますし、5年間どういうものを実際にまちづくりの中で作っていくのかが一番大事だと思います。今回もパブリックコメントを受け、様々なご意見をちょうだいしていますが、我々もそのあとが大事と思っていますので、ぜひ未来を見据えた議論になればと思います。

林会長：それでは、これより議題に入る前にまず、会議の運営について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局／伊藤：芦屋市総合計画審議会規則第3条第2項に「委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない」とあります。本日17名中14名がご出席いただいておりますので、本審議会は成立しております。また、会議の公開につきましては原則公開と定めております。本日の議題につきましては公開で開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

全員：異議なし。

（傍聴者なし）

林会長：資料の確認をお願いいたします。

(資料確認：省略)

林会長：それでは議題1「パブリックコメント及び子どもの意見募集の実施結果について」を事務局より説明をお願いいたします。

事務局／伊藤：(資料2～説明：省略)

林会長：ただ今の説明につきましてご意見、ご質問はございますか。パブリックコメントで3件、原案に反映した箇所はどちらでしょうか。反映した趣旨をご説明ください。

事務局／伊藤：1つ目が29ページ、番号76、2つ目が30ページ、番号78、3つ目が34ページ、番号93です。些少な字句の修正でございます。

まず1つ目の29ページ 番号76ですが、一番右列「市の考え方」の3)「well-being」の表記について「ウェルビーイング (well-being)」と修正します。

次に、30ページ、番号78ですが、上から2つ目の項目「29ページの指標⑥『子育て世代の保護者の子育て環境や支援への満足度(%)』」の目標値については、29.0%へ修正するとともに、上から4つ目の項目「39ページの指標③『この1年間で自発的に学びを得る機会があった人の割合(%)』」の目標値を55.0%へ修正します。

3つ目の34ページ、番号93に関しては、下から2行目の後段ですが、ご指摘の内容を踏まえ、「4.2以下」を「上限4.2」に改めます。修正点は以上の3つでございます。

林会長：ただ今の修正に関する説明について、或いは修正しないという判断でB、C、Dとつけたご意見について、ご意見があればお願ひします。

越野委員：私が気になっている点を報告します。まず、2ページの番号5「教育について」の取扱区分がCとなっているのですが、これは全体を通して教育のICT化推進に反対するご意見と思います。取扱区分をCにすると、芦屋市として今後教育のICT化は推進しないという印象を与えかねないと感じます。後期計画の36ページにも「ICTを有効活用した教育の推進」と明記していますので、取扱区分はDとするのが適切ではないかと思います。

また、7ページ、番号26のご意見について、取扱区分がBとなっていますが、内容はご意見というより質間に当たると考えます。質問に対する回答の取扱区分に「その他」を新設して整理してもよいのではないでしょうか。

また、ご意見の取扱区分の付し方についてです。お1人から様々なご意見が提出され、そのうち、1点でも計画に反映されれば、全体をCにまとめられています。しかし、その運用ですと、この方の全てのご意見がCと受け止められる恐れがあります。質問が項目立てされている場合は、項目ごとに取扱区分を細かく記載する方法をご検討いただきたいと思います。

事務局／伊藤：最後のご指摘は検討いたします。冒頭の「教育について」ですが、評価を可能な限り前向きに捉えた評価にしたいという考え方のもと、「ご懸念はわかつたのでそこを含めてやっていきます」という趣旨でCをつけたのですが、Dがよろしいでしょうか。

植田委員：それに対して、怒りを買うことはありませんでしょうか。「やると言ったではないか」という指摘につながるのではないかと懸念します。

事務局／伊藤：私どもとしては、すべてをICTでやっていくわけではなく、行き過ぎたICTは行わないという方針のもと、教育委員会が責任を持って運用しています。  
「適切に運用し、必要な範囲で守りました」というのが、こちらの趣旨でございます。

越野委員：私たちはこれまでの審議会で、継続して説明を聞いているので、その意見が酌み取れるのですが、市民の方々がこれだけを見て、取扱区分がCだと、芦屋市も反対の意見で推進はそんなにしないと思わないか懸念します。

事務局／伊藤：わかりました。評価の内容も検討したいと思います。

林会長：ご説明を伺った範囲では、取扱区分はBに近いと感じました。「推進します」と記載がある以上、Bが妥当ではないかと思います。賛成意見がある一方で、懸念や心配も示されており、それらを考慮しながら推進するという趣旨であれば、CよりもBに近いと受け止めています。以上の点を踏まえ、ご検討いただきたいと思います。

浅海委員：16ページ～19ページの意見内容を拝見すると、おそらく同一の方からのご提出ではないかと見受けられます。市の回答も同様の趣旨が続いておりますので、個別に分けて繰り返し回答するのではなく、もう少し取りまとめができないかと感じました。

また、意見の文章量に対して市の回答が簡略で、同様の記述が多くなっています。内容をもう一段詳しく補足されると、閲覧された方の理解も進むものと思います。

事務局／伊藤：ご指摘のとおりだと思います。今回パブリックコメントでは、提出方法を「1意見につき1,000文字以内」としておりましたので、分割されて提出されたご意見をそのまま踏襲する形で掲載しております。その点を一体化し、一連の意見として取り扱う方がよい、という趣旨でよろしいでしょうか。

浅海委員：重複する内容が後ろまで続いていると理解しております。そうしますと、その部分だけ扱いが異なると誤解を招くおそれがあるのではないかと懸念します。

林会長：一対一の対応関係にあるという点は首尾一貫していると理解しております。そうしますと、その部分だけ扱いが異なると誤解を招くおそれがあるのではないかと懸念します。

植田委員：パブリックコメントには丁寧に回答いただいているが、作業に過度な手間をかけるよりも、より一層市民の方々の方向を向いた対応をお願いしたいです。良い提案については表彰し、採用された方にスポットを当てる取組の方がよいと思います。もう少し工夫できるやり方があるのでないでしょうか。

事務局／伊藤：パブリックコメントのあり方そのものについては、仕組みとしての質を一層高めていく必要はあると思います。一方で、募集の手法については新たなアプローチが今後も開発されると思われますので、常に研究しながら適切なチャネルを選択して運用していくことが重要だと思います。今回のパブリック

コメントに課題が残ったというご指摘はそのとおりであり、私どもも同様の実感を持っております。

加藤委員：拝見した範囲では、全般的に行政への批判的なご意見が多いと見受けられました。これに対し、取扱区分がDのみで反映されていないように見える点については、市民が熱心に書かれた内容を、どのように計画へ反映していくかが今回の要であると受け止めています。

実現可能性との関係から表現が抽象的にならざるを得ない事情があるのは理解しております。しかし、その意図が市民に十分に伝わらず、厳しいご指摘につながっている面もあると感じています。加えて、これほど熱心にご意見を寄せられる人がいらっしゃることに驚いております。行政関係者の方かどうかは不明ですが、市民の方がここまで踏み込んで記載されることはすごいと思います。なお、市議会議員であっても、市民の1人としてパブリックコメントを提出することは可能でしょうか。

事務局／伊藤：パブリックコメントは市内在住という条件しかございませんので、制約はついておりません。

林会長：反映された3点については、ご異議はないということでよろしいでしょうか。また、「その他」を設けることや、回答をもう少し項目ごとに分けて整理する点については、事務局でご検討いただければと思います。また、子ども向けの意見についてはいかがでしょうか。なお、本日は妹尾委員が欠席ですが、事前にメールでご意見を頂戴しておりますので、ご紹介いただけますでしょうか。

事務局／伊藤：読み上げさせていただきます。

絵本の内容について、子ども向けの絵本の作成に関して、より幅広い年代の方々の意見を総合計画に反映させるという意向が伝わってきました。一方で、内容と趣旨・目的の関連については少し疑問に思います。限られた期間で作成が進められた事情については理解していますが、絵本のすべての漢字にふりがなが振られている一方、絵の中で英語が使われている点などから、対象年齢が不明確に思い、読みづらさを感じます。

また、小中学生に総合計画の認知を促すのも今後の課題だと思いました。そのため、配布ではなく、授業内である程度は必然的に総合計画の内容に触れる機会を設けた方がよいと思います。少なくとも全員が1度は内容に触れたという機会が提供される方が現実的に計画の意義が増すのではないかと個人的には思いました。

植田委員：絵本は市の職員で作成されたのですか。

事務局／伊藤：はい。事務局で作成しました。

浅見委員：資料6-1の子ども向け絵本について意見を述べます。6ページに、芦屋市に建ててはならないビルのイラストが掲載されています。対象は子どもであるため、芦屋市の発展とはそのようなビルが多く建つことだと誤解を招くおそれがあると感じました。芦屋市はその方向性を目指していないと思いますし、素敵な芦屋市の姿とも異なるのではないかと思います。

事務局／伊藤：ビルというよりも、それぞれの「壁」を表現しており、乗り越えていく課題

として示しています。意図の伝え方が難しかったのですが、結果がすべてだと受け止め、今後は改善してまいります。

越野委員：資料6－3の絵本は、文化推進基本計画について理解しやすかったです。一方で、総合計画の文言を物語化するのは難しいと思いました。芦屋市がなぜこの計画を作るのかという目的に、もう少し焦点を当てた構成でもよいと思いました。

事務局／伊藤：文化分野は脚本をしっかり整えたため、分かりやすく仕上がったと考えています。他方で、総合計画と創生総合戦略はもう少し分かりやすくする必要があったと、反省しております。次回は改善したいと思います。

浅見委員：新しい取組については、やってみてうまくいかなかったことがあっても構わないと考えており、トライする姿勢 자체を高く評価します。新しい指標にトライする勢いを総合計画の数値指標にも反映すればどうかと思います。既存データや慣例に縛られがちな点は理解しますが、やり方を再考してほしいと感じました。

林会長：それでは、2つ目の議題に移ります。第5次芦屋市総合計画後期基本計画及び第3期芦屋市創生総合戦略の原案に関する答申案についてです。お手元の資料7をご覧ください。本日は軽微な修正であれば市長さんへ答申を行いたいと考えております。答申は、この冊子の原案に答申書を添える形でございます。これは市長さんからの諮詢と審議会からの答申がセットになる関係です。答申書の様式は概ね定められており、それに従っています。時間の都合上、全文は読み上げませんが、趣旨を説明いたします。

前段は様式に沿った簡潔な記載で、本来は「成案を得ましたので答申します」のみでもよいところ、今回は「下記の意見を付して」という形式をとっています。これまで数回にわたり私たちが議論した狙いを明らかにし、お伝えすることに意義があると考え、私の方で案を用意しました。

前期計画から引き継ぐ10年の基本的な考え方を押さえています。続いて、本案の最大の特徴である「学び・文化・協働」の3つを総合計画の軸に据える狙いを示しています。

後段から2つ目の項目は、指標の扱いに関するもので、進行管理の共有と議論のきっかけにしていくこと、そして計画は全てを縛るものではないため、必要に応じて柔軟に対応することを求める内容です。

最後は、本計画の狙い等を広く周知することをお願いして締めくくっています。こちらはたたき台ですので、この場での修正はもちろん可能です。ご意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

浅見委員：この答申の構造について確認です。「別紙の通り成案を得ました」とあります  
が、修正後の原案が別紙として添付されるという理解でよろしいでしょうか。

事務局／伊藤：はい。

林会長：ここに記載している内容は、私が1人で考えたものではなく、これまでの会議録を読み直し、皆さまのご意見を反映したうえで、原案を要約して簡潔にまとめたものです。では、その他の事項について、事務局からご案内がありますでしょうか。

事務局／伊藤：本日をもって総合計画審議会は終了となります。今後の予定ですが、12月3日に開催される総務常任委員会において、パブリックコメントの結果を報告

いたします。来年2月には総合計画の原案を議案として市議会へ提出し、ご審議・ご承認をいただきましたら、3月に計画を正式決定します。なお、計画が完成しましたら各委員の皆さまへお送りする予定です。

林会長：それでは以上をもちまして、総合計画審議会を終了いたします。ありがとうございました。

以上